現行(平成19年11月)		改正(平成26年4月)	
編章節条	編章節条		改正理由
	多土。	者は、植栽帯盛土の施工にあたり、ローラ等で転圧し、 の施工は客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締 、所定の断面に仕上げなければならない。	再編による追記
	する行うによっています。	者は、植樹施工にあたり、設計図書及び監督職員の指示 位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦礫などの生 有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなけ ならない。	
	そがしている。	者は、植栽地の土壌に問題があった場合は監督職員に速に報告し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木に触れないようにし均等に行うものとする。 、蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤及び使用方法いて、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとす	
		者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、 に監督職員に報告し指示を受けなければならない。.	
	(1) (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	者は植え付けにあたっては、以下の各規定による。 を注着は、植付については、地下埋設物に損傷を与えない に特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷 えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への を行うとともに、監督職員に報告し指示を受けなければ ない。 修復に関しては、受注者の負担で行わなければならな 真穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植 掘り、瓦礫、不良土等生育に有害な雑物を取り除き、植 部は耕して植え付けなければならない。	
	なけれる。	は木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠程度に関土等を用いて調整するが、深植えは絶対に避ければならない。また、現場に応じて見栄えよく、また樹表裏をよく見極めたうえ植穴の中心に植付けなければない。	

	改正(平成26年4月)	
現行(平成19年11月)		: 拥由
編章節条		<u>三理由</u> 追記

	現行(平成19年11月)		改正(平成26年4月)	
編章節条	2014 X 177X 1747	編章節条	21 \ 1 //N 1 -/4/	改正理由
			(16)受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を 根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速 やかに覆土しなければならない。なお、肥料のための携掘り、 覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなけ ればならない。	再編による追記
	高木移植工 高木移植工の施工については、 <mark>以下に記載のない事項は、</mark> 、公 園緑地編2-3-3高木植栽工の規定によるものとする。	2 - 4 - 4 1	高木移植工 高木移植工の施工については、 <u>下記の事項により施工するも</u> のとし、記載のないものについては、公園緑地編2-3-3 高木植栽工の規定による。	表現の修正
3	請負者 は、鉢を付ける必要のない樹種については、鉢よりも大きめに掘り下げた後、根の割れ、傷の部分で切り返しを行い、細根が十分に付くように掘り取らなければならない。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。	3	受注者は、鉢を付ける必要のない樹種については、鉢よりも大きめに掘り下げた後、根の割れ、傷の部分で切り返しを行い、細根が十分に付くように掘取らなけれればならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	
6	請負者 は、特殊機械掘取、特殊機械運搬の機種及び工法等については、設計図書によるものとし、これに定めのない場合は、監督職員と協議しなければならない。	6	受注者は、特殊機械掘取、特殊機械運搬の機種及び工法については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、 設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	表現の修正
	根株移植工		根株移植工 受注者は、根株移植工の施工については、下記の事項により 施工するものとし、記載のないものについては、公園緑地編 2-4-4 高木移植工の規定による。 (2) 受注者は、根株の移植先については、設計図書によるもの とし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と 協議しなければならない。	
3	請負者 は、根部の細根や根株にまつわる草本類の根茎の取り 払いについては設計図書によるものとする。	3	受注者は、根株の根部の細根や根株にまつわる草本類の根茎の取り払いについては、設計図書によらなければならない。	表現の修正
4		4	受注者は、根株の材料の採取地、樹種及び規格については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	表現の修正

	現行(平成19年11月)			
編章節条	July (////10 11/1)	編章節条	9, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,	改正理由
2 - 4 - 8	樹木養生工 樹木養生工の施工については、公園緑地編2-3-9樹木養 生工の規定によるものとする。	2 - 4 - 8	樹木養生工 樹木養生工の施工については、 <mark>公園緑地編2-3-10樹木養</mark> 生工の規定による。	再編による追記
2 - 4 - 9	樹名板工 樹名板工の施工については、公園緑地編2-3-10樹名板工 の規定によるものとする。	2 - 4 - 9	樹名板工 樹名板工の施工については、公園緑地編2-3-1一般事項 の規定による。	再編による追記
2-4-10	根囲い保護工 根囲い保護工の施工については、公園緑地編2-3-11根囲 い保護工の規定によるものとする。	2 - 4 - 10	根囲い保護工 根囲い保護工の施工については、公園緑地編2-3-12根囲 い保護工の規定による。	再編による追記
2 - 5 - 1	樹木整姿工 一般事項 請負者 は、発生する剪定枝葉、残材については、建設発生木材とし て処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書に 示されていない 場合は、監督職員と協議するものとする	第 5 節 2 - 5 - 1 3	樹木整姿工 一般事項 受注者は、発生する剪定枝葉、残材については、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	表現の修正
2 - 5 - 2 1	材 料 樹木整姿工に使用する材料については、下記の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 (1) 充填材の種類及び材質は、設計図書によるものとする。 ただし、これに示されていない場合は、監督職員と協議しなければならない。 (2) 防腐剤の種類及び材質は、設計図書によるものとする。 ただし、これに示されていない場合は、監督職員と協議しなければならない。	2 - 5 - 2	材料 樹木整姿工に使用する材料については、下記の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 (1) 充てん材の種類及び材質は、設計図書によるものとする。 ただし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 (2) 防腐剤の種類及び材質は、設計図書によるものとする。ただし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	

	現行(平成19年11月)		改正(平成26年4月)	
編章節条	22.14 (1772 1 747	編章節条	71 (1771) 747	改正理由
	高中木整姿工 請負者は、高中木整姿工の施工については、下記の事項によ らなければならない。		高中木整姿工 高中木整姿工の施工については、 <mark>以下の各号の規定による。</mark>	表現の修正
2	請負者 は、剪定の施工については、主として剪定すべき枝は、 下記の事項によらなければならない。	2	剪定の施工については、主として剪定すべき枝は、 <mark>以下の各</mark> との規定による。	表現の修正
	低木整姿工 請負者は、低木整姿工の施工については、下記に規定のない 事項は、公園緑地編2-5-3高中整姿工の規定によらなければならない。	2 - 5 - 4 1	低木整姿工 受注者は、低木整姿工の施工については、下記の事項により 施工するものとし、記載のないものについては、公園緑地編 2-5-3高中木整姿工の規定による。	表現の修正
2 - 5 - 5 1	樹勢回復工 <mark>請負者</mark> は、樹勢回復の施工については設計図書によるものと するが、特に施 <mark>与</mark> 時期、施 <mark>与</mark> 方法については監督職員の承諾 を得なければならない。	2 - 5 - 5 1	樹勢回復工 受注者は、樹勢回復の施工については設計図書によるものとするが、特に施工時期、施工方法については <mark>設計図書に関し</mark> て監督職員の承諾を得なければならない。	表現の修正
2	請負者は、樹木修復の施工については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、下記の事項によらなければならない。	2	樹木修復の施工については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、以下の各号の規定による。	表現の修正
		第6節 2-6-1	公園施設等撤去・移設工 公園施設撤去工 公園施設撤去工については、公園緑地編1-10-2公園施設 撤去工の規定による。	再編による工種の追記
		2 - 6 - 2	移設工 移植工の施工については、公園緑地編1-10-3移設工の規 定による。	
		2 - 6 - 3	伐採工 伐採工の施工については、公園緑地編1-10-4伐採工の規 定による。.	
		2 - 6 - 4	発生材再利用工 発生材再利用工の施工については、公園緑地編1-10-5発 生材再利用工の規定による。	

	現行(平成19年11月)		改正(平成26年4月)	
編章節条	July (179010 1171)	編章節条	9(11) (///(10) 1///	改正理由
第3章 第1節 1	施設整備 適用 本章は、公園緑地工事における給水設備工、雨水排水設備工、 汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、修景施設整 備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備 工、建築施設組立設置工、施設仕上げ工、仮設工その他これ らに類する工種について適用するものとする。	第3章 第1節 1	施設整備 適用 本章は、公園緑地工事における給水設備工、雨水排水設備工、 汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、修景施設整 備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備 工、建築施設組立設置工、施設仕上げ工、 <mark>構造物販去工、公</mark> 園施設等販去・移設工、仮設工その他これらに類する工種に ついて適用する。	再編による工種の追記
2	仮設工は、第3編 <u>第1章第10節仮設工</u> の規定による <u>ものとす</u>		横 <u>造物</u> 撤 <u>去工は第 3 編 2 - 9 横造物撤去工の規定による。</u> 仮設工は、 <u>第 3 編 2 - 10 仮設工</u> の規定による。	再編による追記
3	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定による <u>ものとする</u> 。	4	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、 <mark>第3</mark> <u>編土木工事共通編</u> の規定による。	
第2節	適用すべき諸基準 請負者 は、設計図書において特に定めのない事項については、 下記の基準類によらなければならない。また、基準類に改訂 があり基準等に変更がある場合については監督職員に確認を 求めるものとする。	第2節	適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承 読を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設 計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と 協議しなければならない。	適用諸基準の改正及び 追加
	日本公園緑地協会都市公園技術標準解説書 (平成16年6月)		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(平成25年度版) (平成25年6月) 日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説 (平成20年2月) 都市緑化技術開発機構 防災公園計画・設計ガイドライン (平成11年8月) 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版) (平成20年8月) 日本公園施設業協会遊具の安全に関する基準 (平成20年8月) 文部科学省 プールの安全標準指針 (平成19年3月) 国土交通省	

	現行(平成19年11月)	<u> </u>	改正(平成26年4月)	
編章節条	33,7 1,7,7 1 31,7	編章節条	11//1	改正理由
1	給水設備工一般事項本節は、給水設備工として水栓類取付工、貯水施設工、循環設備工、散水施設工、作業土工、給水管路工その他これらに類する工種について定めるものとする。 遺負者は、給水設備工の施工に際して、機械設備工事共通仕 援責2-2配賃工事及び5-2給排水衛生機器の規定によらなければならない。	3 - 3 - 1	給水設備工一般事項本節は、給水設備工として水栓類取付工、貯水施設工、循環設備工、散水施設工、消火栓工、給水設備修繕工、作業土工、給水管路工その他これらに類する工種について定める。 受注者は、給水設備工の施工については、設計図書において技に定めのない事項については公共建築工事標準は接責、機械設備工事編、第2編第2章配管工事及び第5編第2章第2節給排水衛生機器の規定による。	再編による変更
3 - 3 - 2	材料 給水設備工の材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング) JIS B 2011 (青銅弁) JIS B 2051 (可鍛鋳鉄10 K ねじ込み形弁) JIS B 2062 (水道用仕切弁) JIS B 2062 (水道用仕切弁) JIS B 2062 (水道用2気また) JIS B 2220 (鋼製資送式フランジの基準寸法) JIS B 2301 (ねじ込み式鋼管製管継手) JIS B 2301 (ねじ込み式鋼管製管継手) JIS B 2302 (ねじ込み式鋼管製管経手) JIS B 2311 (一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手) JIS B 2313 (配管用鋼製差込み溶接式管継手) JIS B 2313 (配管用鋼製差込み溶接式管継手) JIS B 2316 (配管用鋼製差込み溶接式管継手) JIS B 2352 (ベローズ形伸縮管継手) JIS B 2352 (ベローズ形伸縮管継手) JIS B 8302 (ボンブ吐出し量測定方法) JIS B 8313 (小形うず巻ポンプ) JIS B 8313 (小形うず巻ポンプ) JIS B 8313 (小形多段遠心ポンプ) JIS B 8313 (水封式真空ポンプ) JIS B 8321 (多翼送風機) JIS B 8331 (多翼送風機) JIS B 8372 (空気圧用減圧弁)	3 - 3 - 2	材料 給水設備工の材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング) JIS B 2011 (青銅弁) JIS B 2051 (可鍛鋳鉄10Kねじ込み形弁) JIS B 2062 (水道用仕切弁) JIS B 2220 (鋼製管フランジ) JIS B 2301 (ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手) JIS B 2302 (ねじ込み式鋼管製管継手) JIS B 2312 (配管用鋼製突合せ溶接式管継手) JIS B 2313 (配管用鋼製突合せ溶接式管継手) JIS B 2313 (配管用鋼製突合せ溶接式管継手) JIS B 2316 (配管用鋼製差込み溶接式管継手) JIS B 2316 (配管用鋼製差込み溶接式管継手) JIS B 2317 (一水配管用鋼製差込み溶接式管継手) JIS B 2318 (配管用鋼製差込み溶接式管継手) JIS B 2319 (水ンプ吐出し量測定方法) JIS B 8310 (小形為段遠心ポンプ) JIS B 8311 (小形為段遠心ポンプ) JIS B 8312 (本封式真空ポンプ) JIS B 8321 (本封式真空ポンプ) JIS B 8331 (多翼送風機) JIS B 8331 (多翼送風機) JIS B 8372-1 (空気圧一突気圧用減圧升一第1部:供給者の文章に表示する主要特性及び製品表示要求事項) JIS G 3443 (水輸送用塗覆装鋼管)	

現行(平成19年11月)	改正(平成26年4月)	
編章節条	編章節条	 改正理由
JIS G 3442 (水道用亜鉛めっき鋼質) JIS G 3443 (水輸送用塗覆装鋼管) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管) JIS G 3451 (水輸送用塗覆装鋼管の異形管) JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) JIS G 3491 (水道用鋼管アスファルト塗覆装方法) JIS G 3492 (水道用鋼管コールタールエナメル塗装方法) JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) JIS K 1450 (水道用鉛管) JIS K 1450 (水道用硫酸アルミニウム) JIS K 6353 (水道用ゴム) JIS K 6742 (水道用硬質塩化ビニール管) JIS K 6762 (水道用ポリエチレン管) JIS K 6763 (水道用ポリエチレン管) JIS K 6763 (水道用ポリエチレン管) JIS K 6763 (水道用ポリエチレン管)	JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管) JIS G 3451 (水輸送用塗覆装鋼管の異形管) JIS G 3491 (水道用鋼管アスファルト塗覆装方法) JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) JIS K 1450 (水道用硫酸アルミニウム (水道用硫酸ば JIS K 6353 (水道用ゴム) JIS K 6742 (水道用硬質塩化ビニル管) JIS K 6762 (水道用硬質塩化ビニル管継手) JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管)	
2 給水設備工の材料は、JWWA(日本水道協会)の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JWWA B 108 (水道用止水栓) JWWA B 120 (ソフトシール仕切弁) JWWA G 112 (水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装) JWWA G 113 (水道用ダクタイル鋳鉄門) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管) JWWA G 115 (水道用ステンレス鋼鋼管) JWWA G 116 (水道用ステンレス鋼管継手) JWWA G 117 (水道用鋼管) JWWA K 110 (水道用鋼管) JWWA K 116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管) JWWA K 116 (水道用硬質塩化ビニルライニング質機手) JWWA K 118 (水道用耐重整性硬質塩化ビニル質) JWWA K 119 (水道用耐重整性硬質塩化ビニル管) JWWA K 119 (水道用耐重整性硬質塩化ビニル管) JWWA K 117 (水道用可重整性硬質塩化ビニル管)	2 給水設備工の材料は、JWWA(日本水道協会)の規格にたものまたは、これと同等以上の品質を有するものとりJWWA B 108 (水道用止水栓) JWWA B 120 (水道用ソフトシール仕切弁) JWWA G 112 (水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ植塗装) JWWA G 113 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管) JWWA G 115 (水道用ステンレス鋼管) JWWA G 116 (水道用ステンレス鋼管) JWWA G 117 (水道用塗覆装鋼管) JWWA H 101 (水道用銅管) JWWA K 116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管) JWWA K 127 (水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管) JWWA K 128 (水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手) JWWA K 129 (水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル JWWA K 130 (水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル	する。 対脂粉体

	現行(平成19年11月)		改正(平成26年4月)	
編章節条	2=14 () ///	編章節条		改正理由
	JWWA K 128 (水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手) JWWA K 129 (水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管) JWWA K 130 (水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手) JWWA K 131 (水道用硬質塩化ビニル管のダクタイル鋳鉄異形管) JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管) JWWA K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)		JWWA K 131 (水道用硬質塩化ビニル管のダクタイル鋳鉄異形管) JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管) JWWA K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)	
3	量水器は、計量法に定める検定合格品とし、給水装置に該当する場合は、水道事業者の承認 <u>する材料を用いるものとする。</u>	3	量水器は、計量法(平成4年法律51号)に定める検定合格品とし、方式は特記による。なお特記がない場合は、(1)から(3)によるほか、給水装置に該当する場合は、水道事業者の承認したものとする。 (1)口径13のものは、単類型接線流羽根車式(乾式直読)とする。 (2)口径20以上40以下のものは、複類型接線流羽根車式(乾式直読)で脈動水量指針逆転式のものとする。 (3)口径50以上のものは、湿式たて型軸流羽根車式(液封直読)又はたて型軸流羽根車式(乾式直読)とする。	再編による追記
	水栓類取付工 請負者 は、止水栓の施工については、 下記の事項により施工 しなければならない。 (1) 請負者 は、止水栓の取り付けについては、止水栓ボックスの中心に垂直に取り付けなければならない。 (2) 請負者 は、地盤の悪い場所での施工については、沈下のないように十分基礎を締め固めておかなければならない。 (3) 請負者 は、止水栓の取り付けについては、必ず開閉を行い、支障のないことを確かめてから閉止しておかなければならない。		水栓類取付工 止水栓及び不凍水栓の施工については、以下の各号の規定に よる。 (1)受注者は、止水栓及び不凍水栓の取付けについては、止水栓ボックスの中心に垂直に取付けなければならない。 (2)受注者は、地盤の悪い場所での施工については、沈下のないように十分基礎を締固めておかなければならない。 (3)受注者は、止水栓及び不凍水栓の取付けについては、必ず開閉を行い、支障のないことを確かめてから閉止しておかなければならない。	表現の修正
3	遺負者 は、止水栓ボックスの設置については、 <u>下記の事項に</u> より施工しなければならない。	3	止水栓ボックスの設置については、以下の各号の規定による。	表現の修正
		4	受注者は、ボックス類高さ調整の施工については、設計図費 に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。	再編による追記

	現行(平成19年11月)		改正(平成26年4月)	
編章節条	2014 (1794-11-12)	編章節条	(1///	改正理由
3 - 3 - 4	貯水施設工 飲料水を貯留する貯留施設の場合は、建築基準法施行令第39 条の2、第129条の2の2並びに同条に基づく告示の定める規 定によるものとする。	3 - 3 - 4 1	貯水施設工 飲料水を貯留する貯留施設の場合は、建築基準法第36条、建 築基準法施行令第129条の2の5ならびに同条に基づく告示の 定める規定による。	適用法令の改正
	貯留施設は、地震力および地震力によって生ずるスロッシングによって損傷を起こさない強度を有するものとする。なお、 設計震度は設計図書によるものとする。			再編による削除
3	貯留施設にマンホールを使用する場合は、公園緑地編3-4-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-	2	野水施設にマンホールを使用する場合は、 <mark>公園緑地編3-4-8集水桝・マンホール工</mark> の規定による。	再編による変更及び削除
4	請負者は、貯留施設にプレキャストボックスを使用する場合は、下記の事項により施工しなければならない。 (1) 請負者は、現地の状況により設計図書に示された据付けら配によりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。 (2) 請負者は、プレキャストカルバートエの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側または低い側から設置しなければならない。 (3) 請負者は、プレキャストボックスカルバート道路埋設指針4.4.3の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。 (4) 請負者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットあるいはパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または即ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工しなければならない。対象はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工しなければならない。通過の生については、管の一部を別断する必要のある場合は、切断によって使用節分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。	3	貯水施設にプレキャストカルバート、プレキャストボックス、プレキャストパイプを使用する場合は、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。	再編による追記

	現行(平成19年11月) 改正(平成26年4月)			
編章節条		編章節条		改正理由
		16	受注者は、蓋高さ調整の施工については、設計図書に示され た仕上がり高になるように施工しなければならない。	再編による追記
3	循環設備工 遺食者は、循環設備工の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、機 械設備工事共通仕様書及び電気設備工事共通仕様書の規定によらなければならない。 遺食者は、貯水槽の施工については、下記の事項により施工しなければならない。 (1) 遺食者は、貯水槽の水密性の保持を勘案し、コンクリートの打設後は特に十分な養生を行わなければならない。 (2) 遺食者は、貯水槽の施工完了後、清掃を行い、満水状態にして24時間放置し、漏水の有無を確認しなければならない。 い。また、工事完了後は、貯水槽を満水状態にしておかなければならない。	1	循環設備工 受注者は、循環設備工の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、公 共建築工事標準仕様書(機械設備工事編、電気設備工事編) の規定による。 貯水槽の施工については、以下の各号の規定による。 (1)受注者は、貯水槽の水密性の保持を勘案し、コンクリートの打設後は特に十分な養生を行わなければならない。 (2)受注者は、貯水槽の施工完了後、清掃を行い、満水状態にして24時間放置し、漏水の有無を確認しなければならない。 また、工事完了後は、貯水槽を満水状態にしておかなければならない。 また、工事完了後は、貯水槽を満水状態にしておかなければならない。	適用諸基準の改正表現の修正
4	<u>請負者</u> は、噴水装置、 <u>循環装置</u> 、滅菌装置の施工については、 下記の事項により施工しなければならない。	4	噴水装置、 <u>濾過装置</u> 、滅菌装置、 <u>循環設備</u> の施工については、 以下の各号の規定によるものとする。	表現の修正
5	遺負者 は、ポンプの設置については、下記の事項により施工しなければならない。	5	ポンプの設置については、以下の各号の規定による。	表現の修正
	請負者は、配管材の接合については、下記の事項により施工しなければならない。 (1) 請負者は、管の接合に先だち、その内部を点検し、切りくず、ごみを十分除去してから接合しなければならない。 (3) 請負者は、ねじ切りについては、自動切り上げ装置付れじ切り機を使用し、ねじゲージを使用してねじ長さを調整しなければならない。 (4) 請負者は、接合用ねじに、IIS B.0203(管用テーパネジ)を使用し、接合においては、ねじ接合材を使用しなければならない。	10	配管材の接合については、以下の各号の規程による。 (1)受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、その管内に異物がないことを確かめ、切りくず、ごみ等を十分除去してから接合しなければならない。 (3)受注者は、ねじ加工機については、自動定寸装置付きとしなければならない。また、ねじ加工に際しては、ねじゲージを使用して、JIS B 0203(管用テーパねじ)に規定するねじが適正に加工されてるか確認しなければならない。	表現の修正

	現行(平成19年11月)		改正(平成26年4月)	
編章節条	2414 (1795-1747)	編章節条	21 1/21 1 -/4/	改正理由
第4節 3-4-1 1	雨水排水設備工 一般事項 本節は、雨水排水設備工として側溝工、集水桝工、調整池工、 貯留施設工、作業土工、管渠工、マンホール工、地下排水工 その他これらに類する工種について定めるものとする。	第4節 3-4-1 1	雨水排水設備工 一般事項 本節は、雨水排水設備工として調整池工、貯留施設工、作業 土工、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、 公園水路工	
2	請負者は、側溝工、集水桝工、作業土工、管渠工、マンホール工、地下排水工の施工については、道路土工一排水工指針2-2路面排水及び3-5地下排水施設、擁壁・カルバート・仮設構造物工指針3-6施工一般の規定によらなければならない。	2	受注者は、雨水排水設備工の施工にあたっては、「道路土工要網 2-7排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	適用諸基準の改正
3	遺負者は、側溝工、集水桝工、作業土工、管渠工、マンホール工、地下排水工の施工については、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から園路および広場に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水および地下水面から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。	3	受注者は、作業土工、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、公園水路工の施工については、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から園路及び広場に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び地下水面から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。	再編による工種の追記
3 - 4 - 2 1	材料 雨水排水設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS A 5302 (無筋コンクリート及び鉄筋コンクリート管) JIS A 5303 (遠心力鉄筋コンクリートで) JIS A 5305 (鉄筋コンクリート U形及び鉄筋コンクリートU形をた) JIS A 5312 (鉄筋コンクリート組立土止め) JIS A 5312 (鉄筋コンクリート組立土止め) JIS A 5312 (鉄筋コンクリート担立土止め) JIS A 5313 (鉄筋コンクリートフリューム) JIS A 5328 (鉄筋コンクリートフリューム) JIS A 5328 (銀合せ暗渠ブロック) JIS A 5333 (コア式プレストレストコンクリート管) JIS G 3471 (コルゲートパイプ) JIS G 3471 (河ルゲートパイプ) JIS G 3471 (硬質塩化ビニール管継手) JIS K 6741 (硬質塩化ビニール管) JIS R 1201 (陶管)	3 - 4 - 2 1	材料 雨水排水設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品-種類、製品の呼び方及び表示の通則) JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品-材料及び製造方法の通則) JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品) JIS A 5372 (ブレキャストがロストレストコンクリート製品) JIS A 5373 (ブレキャストがレストレストコンクリート製品) JIS A 5506 (下水道用マンホールふた) JIS G 3471 (コルゲートパイプ及びコルゲートセクション) JIS K 6739 (排水用硬質塩化ビニル管継手) JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管) JIS R 1201 (陶管)	JIS 規格と整合

現行(平成19年11月)			1	
編章節条	3814 (1794=-1 == 2747)	編章節条	改正(平成26年4月)	改正理由
2	管類及びフィルター材の種類、規格については、設計図書に よるものとする。	2	管類及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。	表現の修正
3 - 4 - 5	調整池工 周囲小堤の法面整形作業については、 <mark>公園緑地編1-4-7</mark> 法面整形工の規定による <mark>ものとする。</mark>	3 - 4 - 3 1	調整池工 周囲小堤の法面整形作業については、公園緑地編1-3-7 法面整形工の規定による。	再編による変更
2	周囲小堤の法面作業については、公園緑地編1-6-4法枠 工の規定による <u>ものとする</u> 。	2	周囲小堤の法面作業については、公園緑地編1-6-5法枠 工の規定による。	再編による工種の追記
3	周囲小堤に擁壁を使用する場合は、公園緑地編1-8-4場 <u>所打擁壁工</u> 、1-8-5プレキャスト擁壁工、1-5-6小 型擁壁工の規定による <u>ものとする</u> 。、	3	周囲小堤に擁壁を使用する場合は、 <mark>公園緑地編</mark> 1-8-4 <mark>現場打擁壁工、公園緑地編</mark> 1-8-5プレキャスト擁壁工の規定による。	再編による工種の追記
4	周囲小堤に石積を使用する場合は、公園緑地編1-8-10石 積工の規定によるものとする。	4	周囲小堤に石積を使用する場合は、公園緑地編1-8-8石 積工の規定による。	再編による工種の追記
3 - 4 - 6	貯留施設工 貯留施設の施工については、公園緑地編3-3-4 貯水施設工3項から13項、3-4-5調整池工の規定によるものとする。	3 - 4 - 4 1	貯留施設工 貯留施設の施工については、公園緑地編3-3-4貯水施設工、公園緑地編3-4-3調整池工の規定による。	再編による工種の追記
2	請負者 は、 <u>貯留施設の施工に用いる有孔管を</u> 設置した後のフィルター材については、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋め戻ししなければならない。	2	愛注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。	表現の修正
		5	受注者は、	再編による追記
3 - 4 - 3 1	側溝工 請負者は、側溝工の施工については、設計図書によるものと し、現地の状況により、これに示された水路勾配によりがた い場合は、監督職員と協議するものとし、下流側又は低い側 から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるよ うに施工しなければならない。	3 - 4 - 6 1	側溝工 側溝工の施工については、 <u>第3編2-3-29側溝工の規定に</u> よる。	

	現行(平成19年11月)		改正(平成26年4月)	
編章節条		編章節条		改正理由
		2	受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は 遺らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	再編による追記
2	請負者 は、プレキャストU型側溝、 L型側溝、プレキャスト Ⅲ型側溝、現場打L型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝、特殊円形側溝の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工しなければならない。	3	受注者は、L型側溝、現場打L型側溝、プレキャストU型側溝、現場打側溝、プレキャスト皿型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝、特殊円形側溝の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工しなければならない。	再編による追記
3	請負者は、プレキャストU型側溝、L型側溝、プレキャスト 型型側溝、コルゲートフリューム、自由 勾配側溝、特殊円形 側溝、管、圏)			再編による削除
		6	賃(函) <u>渠型側溝の施工については、公園緑地編1-9-5</u> プレキャストカルバート工の規定による。	再編による追記
5	請負者 は、コルゲートフリュームの施工については、 下記の 事項により施工しなければならない。 (1) 請負者 は、コルゲートフリュームの布設については、 砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、 <u>施工前に施工方</u> <u>法について</u> 監督職員と協議しなければならない。	7	コルゲートフリュームの施工については、以下の各号の規定による。 (1)受注者は、コルゲートフリュームの布設にあたって、予期できなかった砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
	(3) <u>請負者</u> は、コルゲートフリュームの <mark>布設</mark> については、 上げ越し <u>を行う必要が生じた</u> 場合には、 <u>布設に先立ち、施工</u> <u>方法について</u> 監督職員と協議しなければならない。		(3) 受注者は、コルゲートフリュームの布設条件(地盤条件・ 出来形等)については設計図書によるものとし、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	表現の修正
6	請負者 は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	受注者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、 設計図書に示すコンクリート厚さとし、これにより難い場合は、 設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	表現の修正

	現行(平成19年11月)		改正 (平成26年4月)	
編章節条	2-17 1 1/25 1 27/	編章節条		改正理由
		9	公園素掘側溝の施工については、以下の各号の規定による。 (1)受注者は、公園素掘側溝の施工にあたり、掘削(切土)面はゆるんだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のため取り除かなければならない、廃土面は法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。また、底面は潰らかで一様な勾配となるよう施工しなければならない。 (2)受注者は、公園素掘側溝に張芝を施す場合、2-3-6地被類植栽工2.芝の植付けの規定による。	再編による追記
8	請負者は、現場打水路および柵渠の施工については、設計図 書によるものとし、現地の状況により、これによりがたい場 合は、監督職員と協議 しなければならない。			再編による削除
9	遺負者は、柵渠の施工については、杭、板、笠石および梁に すき間が生じないよう注意して施工しなければならない。			
10	請負者は、管(函)渠型側溝の施工については、公園緑地編 1-7-5プレキャストカルバート工の規定によらなければ ならない。			
		11	U形側溝小口止めの施工については、設計図書によらなければならない。	再編による追記
		12	受注者は、側溝高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。	
3-4-8	管渠工	3 - 4 - 7	管渠工 受注者は、現地の状況により設計図書に示された水路勾配により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	再編による工種の追記
		2	管渠工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカ ルバート工の規定による。	
		3	受注者は、継目部の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。	

	現行(平成19年11月)		改正(平成26年4月)	
編章節条	70 (//X10 11/1)	編章節条	Q.E. (1,0,00 4,71)	改正理由
3	遺食者 は、 管渠工 の施工については、基礎の上に通りよく管を据え付けるとともに、管の下面およびカラーの周囲にコンクリートまたは、固練りモルタルを充てんし、空隙が生じないように施工しなければならない。	6	受注者 は、 管布設工 の施工については、基礎の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にコンクリートまたは、固練りモルタルを充てんし、空隙が生じないように施工しなければならない。	
5	請負者は、コルゲートパイプの布設については、下記の事項により施工しなければならない。 (1)請負者は、砂質土または砂を基床としなければならない。 (2)請負者は、コルゲートパイプの組立については、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクシ	8	コルゲートパイプの布設については、 <u>以下の各号の規程によるものとする</u> 。 (1) 布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。 (2) コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合う	再編による変更
	ョンの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の頂側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。		ようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後ボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	再編による追記 再編による削除
	(3) 請負者は、コルゲートパイプの予期しない沈下のおそれがあって、上げ越しを行う必要が生じた場合には、布設に先立ち、施工方法について監督職員と協議しなければならない。			
6	請負者は、管渠工の施工については、設計図書によるものとし、現地の状況によりこれに示された水路勾配によりがたい場合は、監督職員と協議のうえ指示による勾配で、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。			
7	請負者は、管渠にプレキャストボックスを使用する場合は、 下記の事項により施工しなければならない。 (1) 請負者は、現地の状況にり設計図費に示された据え付け勾配によりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。 (2) 請負者は、プレキャストカルバートエの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側または低い側から設置しなければならない。			

	現行(平成19年11月)		改正(平成26年4月)	
編章節条			編章節条	
	(3) 請負者は、プレキャストボックスの縦締め施工については、PCボックスカルバート道路埋設指針4.5.4及び鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針4.3の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。		(3) 受注者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、「道路土工ーカルバート工指針7-2 (2) 2) <u> 敷設工」(日本道路協会、平成22年3月)</u> の規定による。これ 以外の施工方法による場合は、施工前に <u>設計図書に関して</u> 監 督職員の承諾を得なければならない。	適用諸基準の改正
	(4) 請負者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプ接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工するものとする。 (5) 請負者は、プレキャストパイプの施工については、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。 請負者は、継目地の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。	10	受注者は、立体網状管の施工については、設計図書によらなければならない。	再編による追記
			受注者は、管閉塞の施工については、設計図書によらなければならない。 受注者は、管口フィルターの施工については、フィルターの 破損がないことを確認し、すき間や折れのないように施工し なければならない。	
3-4-4	集水桝工 請負者 は、集水桝及び浸透桝の施工については、下記の事項 により施工しなければならない。	3 - 4 - 8	集水桝 <u>・マンホール工</u> 集水桝の施工については、第3編2-3-30集水桝工の規定 による。	再編による工種の追記
	(1) 漬負者 は、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。 (3) 漬負者 は、路面との高さの調整が必要な場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	2	集水桝・マンホール工の施工については、以下の各号の規定による。 (1)受注者は、集水桝及びマンホール工の施工については、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。 (3)受注者は、集水桝及びマンホール工の施工について、路面との高さの調整が必要な場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	

	現行(平成19年11月)		改正(平成26年4月)	1	
編章節条	5413 (179426 11947)	編章節条	9(11) () ////	改正理由	
3	に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤーで損傷するおそれのある部分を保護しなければならない。			再編による削除	
	じないよう平坦に施工しなければならない。	4	受注者は、桝高さ調整及びマンホール高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。	再編による工種の追記	
3-4-9	請負者は、マンホールの施工については、下記の事項により施工しなければならない。 (1)請負者は、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸が生じないようにしなければならない。 (2)請負者は、据え付け前に、接合面の接合に害する物は取り除いておかなければならない。 (3)請負者は、接合モルタルを接合接触部分全面に敷き均し、堅固に接合を行い、漏水、ズレのないように設置しなければならない。また、高さ調節のための敷板を入れたまま接合してはならない。また、躯体ブロックと直壁及び斜壁の設置については、連結金具を用いてくい違いの横ずれが生じないようにしなければならない。 (6)請負者は、路面との高さ調整が必要な場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 (6)請負者は、路面との高さ調整が必要な場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 (7)請負者は、設置完了後、部材の連結状況を確認した後、目地部分をモルタルで入念に仕上げなければならない。				

	現行(平成19年11月)		改正(平成26年4月)	
編章節条	2013 (1/9N10 11/3/)	編章節条		改正理由
3	遺食者は、マンホールの足掛金物の施工については、設計図 書によるものとし、これに示されていない場合は、監督職員 と協議しなければならない。 遺食者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じ ないよう平坦に施工しなければならない。			再編による削除
		3 - 4 - 10 1	公園水路工 受注者は、公園水路工の施工については、設計図書によらなければならない。なお、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は潰らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	再編による工種の追加
		2	受注者は、プレキャスト水路の施工については、基礎は不等 次下を起こさないように、また不陸を生じないように施工し なけらばならない。 受注者は、水路蓋の設置については、路面または水路との段 差が生じないよう施工しなければならない。	
第5節 3-5-2 1	汚水排水設備工	第5節 3-5-2 1	 汚水排水設備工 材料 汚水排水設備工に使用する材料は次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 IIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品 - 種類、製品の呼び方及び表示の通則) IIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品 - 材料及び製造方法の通則) IIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品 - 材料及び製造方法の通則) IIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品 - 検査方法通則) IIS A 5306 (下水道用マンホールふた) 	JIS 規格と整合